

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (15)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (15)

国会の表決数の整理

	表決数	事 例
原則	出席議員の過半数	下の場合以外
例外	出席議員の3分の2以上	①議員の資格争訟裁判により議員の議席を失わせる場合 (第55条)
		②両議院で秘密会を開く (第57条1項但書) ③両議院で議員を除名する場合 (58条2項但書) ④衆議院で法律案を再議決する場合 (59条2項)
	総議員の3分の2以上	憲法改正を發議する場合 (第96条1項)

衆議院の優越

- ① 法律案の議決 (憲法第59条)
- ② 予算案の議決 (憲法第60条)
- ③ 条約の締結の承認 (憲法第61条)
- ④ 内閣総理大臣の指名 (憲法第67条)

憲法第六十条 【 衆議院の予算先議、予算議決に関する衆議院の優越 】

予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

2. 予算については、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

予算は、まず衆議院に提出 (第60条1項)

両院が異なる議決→両院協議→両院協議でも不一致 (第60条2項)

参議院が30日以内に議決しない場合 (第60条2項)

→衆議院の議決が優越

語句説明

① 予算・・・一定の目的の為に計画を立て、それを行なうために必要な費用を、前もって見積もること。また、その見積り。特に、国家や公共団体などが立てる一年間における収入と支出についての見積り。

説明概要

予算の作成は内閣の権限 (憲法第73条5項) で、本条は、予算の可決手続と、衆議院の優越を規定しています。予算は、国民が負担する税金をどのように調達し、使用していくかを決めるものですから、国民に重大な影響を与えます。したがって、予算について調整し、民主的な審議・議決が必要です (憲法第86条)。より直接的に国民の声を反映していると考えられる衆議院に予算について先議権が与えられ、議決についても優越性が認められています。〔参議院よりも、衆議院が任期が短い、解散の可能性もあることから。〕

衆議院で可決した予算案を参議院で否決したときは、必ず両院協議会が開かれますが、参議院の意思に関わらず予算は成立することになります。

衆議院の可決した予算案を受け取った後30日以内に議決しないと、その期間終了とともに自然成立します。法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

律案の議決と異なり、これらの場合、衆議院の再議決は不要となります。なお、通常の議案と同様、実質的な審議は委員会で行われます。

憲法第六十一条 【 条約の承認に関する衆議院の優越 】

条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。

語句説明

- ①条 約・・・箇条書きにした約束。国家間または国際機関との間での、文書にした合意。
- ②締 結・・・条約や契約などを取り結ぶこと。
- ③承 認・・・その事柄が正当であると認めること。きき入れて認めること。
- ④準 用・・・ある事柄を標準として、類似するものに対して類推適用すること。

概要説明

条約の締結は内閣の権能とされていますが、条約（名称の如何を問わず）は、国民生活に多大な影響を及ぼすことから、国会による事前または事後の承認が必要となります。条約は、国際関係上速やかにその効力を確定するため、憲法第60条2項の規定を準用し、衆議院の優越を認めています。

条約締結に際して、事前承認を求めて承認が得られなかった場合は、不成立となります。

国会の承認は、署名のみで成立する条約の場合は署名の前に、批准という国家による最終確認行為が必要な条約の場合には批准前に行われることが必要です。

緊急やむを得ない場合は、事後承認も許されます。この承認手続きに衆議院の先議権はありませんが、予算と同様の衆議院の優越が認められています。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 📄 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.